

県民一人ひとりが 被害者の視点に立って 理解を深めることが大切です

犯罪被害者等支援の実施に関する基本理念

◎犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受け取ることができるよう、行わなければなりません。

◎犯罪被害者等の支援は、直接的被害や二次的被害の状況や原因、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて適切に行わなければならない。

◎犯罪被害者等の支援は、国・県・市町村、犯罪被害者等支援団体、その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行わなければなりません。

県の責務

◎犯罪被害者等の支援の実施に関する基本理念に従い、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進します。

県民及び事業者の責務

◎犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等に対する理解不足や、その他不用意な言動による二次的被害の発生の防止に努めなければなりません。

◎犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解し、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければなりません。



県は様々な施策で 支えていきます



県民及び事業者の理解の増進

◎犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について、県民及び事業者が理解を深め、犯罪被害者等を地域社会全体で支えていく体制を整備するため、情報提供、啓発活動を行います。

相談及び情報の提供

◎被害者が直面している問題に対し、必要な情報の提供や助言を行います。



◎犯罪被害者等の援助に精通している弁護士との法律相談費用を負担します。法律相談は最大2回まで無料で受けることができます。

* 上記の法律相談には対象者や相談内容等に一定の条件がありますので、県ホームページでご確認ください。

保健医療・福祉サービスの提供

◎犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようになるため、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供します。

犯罪被害者等支援団体に対する援助

◎犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報提供、人材の育成支援を行います。

生活資金の貸付け

◎故意の犯罪により重傷病を負った方やその家族、殺人事件のご遺族を対象に、医療費や不測の費用について貸付けを行います。

| | | |
|-----------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 故意の犯罪により重傷病を負った方やその家族 | ①療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上の場合 | 限度額100万円 *貸付け対象者は犯罪被害給付金制度の申請者等 |
| | ②PTSD等の精神疾患で、療養期間1ヶ月以上かつ3日以上の就労不能の場合 | |
| 殺人事件のご遺族 | | |

* 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給するもの。



居住の安定

◎従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居について特別な配慮等を行います。

雇用の安定

◎犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等について理解を深めるように働きかけます。

安全の確保

◎再被害を防止し、安全を確保するため、一時保護、防犯に係る指導及び助言を行います。